



# 第六期中期計画

2022 年度～2025 年度

— 「ともに生きる社会」の実現を目指して—

2022（令和4）年3月  
社会福祉法人かながわ共同会

## はじめに

社会福祉法人かながわ共同会は、平成元年に従来の法人組織を改組して創設された歴史ある法人です。現在は、4か所の県立民営施設（津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園・厚木精華園・愛名やまゆり園）と、2か所の自主運営施設（秦野精華園・希望の丘はだの）の運営や、地域の拠点施設として法人直営事業であるグループホームや通所施設、相談支援などの在宅生活を支える法人独自のサービス提供を展開し、地域福祉に貢献してまいりました。

しかし、平成28年7月26日、あの痛ましい津久井やまゆり事件が起き、入居している19名の方の尊いかけがえのない命が奪われ、職員含め26人が負傷し、全ての方が心の傷を負いました。私たちはあの想像を絶する事件は絶対あってはならないものであり、犯人の障がい者に対する差別的な思想を断じて許すことはできません。そして命を落とした19名の方々のご冥福を祈りながら、この事件以降、神奈川県や家族会、また多くの関係者と共に津久井やまゆり園の再生に向けて全力を挙げてきました。そして平成29年10月に神奈川県として「津久井やまゆり園再生基本構想」が取りまとめられ、利用者の意思決定支援の取組みなどが始まり、令和3年8月1日に津久井やまゆり園が、そして令和3年12月1日には芹が谷やまゆり園が、それぞれ新しい施設でスタートしました。

神奈川県は現在、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」において「当事者目線」に立った新しい障害福祉の実現を目指し検討を重ねています。この長期ビジョンの実現を目指すために条例などの普遍的仕組みが必要であるという考え方が示されています。私たちかながわ共同会には、基本理念「誠実と信頼を旨とし、人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの量的、質的充実につとめ、利用者と地域社会の繁栄に貢献するとともに社会的な法人としての価値を創造していきます」と職員行動の指針（5本の柱）があります。そして平成31年3月に策定した第五期中期計画の評価を総括し、新しい障害福祉の流れやSDGsの取組みなどの社会情勢を踏まえ、法人基本理念の実現のため今回4年間を目標とした第六期中期計画を策定しました。その考え方は4年後の目指すべき姿を明確にし、そのために6つの重点プロジェクトを設定し、各施設の課題にしっかりと取り組み、法人として計画の進行管理をしながら進めてまいります。

私たちは、この第六期中期計画を着実に実施し、権利擁護の体制を強化し、「事件」を風化させず、地域社会に貢献する社会福祉法人として「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指してまいります。

令和4年3月

社会福祉法人かながわ共同会  
理事長 山下 康

# 目 次

I	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の名称	1
4	障がい福祉を中心とした社会情勢等の変化	1
5	財政状況	3
	(1) 指定管理料、給付費及び人件費の推移	3
	(2) 経常増減差額の推移	3
	(3) 純資産の推移	4
6	SDGsとかながわ共同会	6
	(1) SDGsとは	6
	(2) SDGsとかながわ共同会	7
II	第六期中期計画	
1	目指すべき姿（ビジョン）	9
2	重点プロジェクト	9
	重プロ1「法人ガバナンス改善に向けて」	9
	重プロ2「当事者目線の障がい福祉に向けて」	11
	重プロ3「津久井やまゆり園の再生に向けて」	15
	重プロ4「秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化に向けて」	15
	重プロ5「人材（財）の確保に向けて」	16
	重プロ6「次期指定管理者募集提案に向けて」	16
3	法人事務局・各園の重点施策	16
	(1) 法人事務局・統括管理室	16
	(2) 秦野精華園・希望の丘はだの	18
	(3) 厚木精華園	20
	(4) 愛名やまゆり園	21
	(5) 津久井やまゆり園	23
	(6) 芹が谷やまゆり園	26
III	計画の進行管理	29
	(参考)	
1	第五期中期計画の評価	30
2	共同会の現状	32

# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

社会福祉法人かながわ共同会は、これまで第一期から第四期中長期計画、現在は第五期中期計画に基づき、計画的に法人運営に取り組んでまいりました。現行の第五期中期計画が今年度末をもって期間満了となるため、このたび、新たに第六期中期計画を策定することにいたしました。

新たな中期計画は、令和3年6月改選期からの山下康理事長以下、新たな法人役員による法人経営を開始したことや、法人が運営する4つの県立施設の設置者である神奈川県が昨年7月から開催している「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」の審議動向などの新たな障がい福祉の流れ、加えて、全世界的に広がるSDGs（持続可能な開発目標）の取組みなど、新たな社会経済情勢等の変化も踏まえながら、法人のあるべき姿を見据えて策定いたしました。

## 2 計画期間

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度（4年間）

（※）第一期～第三期中長期計画は5か年計画、第四期中長期計画は4か年計画、第五期中期計画は3か年計画。

## 3 計画の名称

社会福祉法人かながわ共同会 第六期中期計画

## 4 障がい福祉を中心とした社会情勢等の変化

平成31年3月策定／令和元年11月改定の第五期中期計画期間中、当法人を巡る社会情勢等は大きく変化いたしました。まず、県立施設の設置者である神奈川県は、かつての津久井やまゆり園の利用者支援に関し、不適切な支援が行われてきたと指摘する情報が県に寄せられたことから、県は指定管理の基本協定に基づく随時モニタリングを実施する一方、県内部による検証だけではなく、障がい者支援や権利擁護などの専門家の視点から深く調査する必要があると判断し、令和2年1月に「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」が設置されました。

同委員会は、令和2年5月に中間報告書を公表するとともに、県は、検証によって明らかになった課題は津久井やまゆり園だけではなく、他の障害者支援施設にも当てはまる普遍的な課題であると考え、検証対象を他の県立障害者支援施設に拡大し、身体拘束への対応も含め利用者支援等について、更なる検証が必要としました。

このことを受けて、県は、同委員会を発展的に改組し、「神奈川県障害者施策審議会」

の部会として「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」を令和2年7月に設置し、同部会は、障害者支援施設における支援の振り返りにつながるとともに、利用者の生活の質の向上がより一層図られることを目的として、令和3年3月に部会報告書を公表しました。

さらに神奈川県は、障がい者支援の長期的な将来展望の検討とともに、その姿を見据えた今後の県立障害者支援施設のあり方や当事者目線の障がい福祉に係る理念や実践について検討するため、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」を令和3年7月に設置し、同年10月に中間報告をとりまとめました。この中間報告では、神奈川の障がい福祉の将来展望とともに、県立障害者支援施設のあり方、その役割と機能として、①市町村との連携のあり方、②相談支援体制の構築、③人材確保と人材育成、その当面の対応として、①意思決定支援の継続、②当事者目線を基礎とした日中活動の充実、③昼間実施サービスの見直しと新規入所の取扱い、④地域生活の支援、地域生活移行の推進、⑤環境整備等を掲げています。

こうした神奈川県における新たな障がい福祉の動きの中、法人は、平成27年4月から2期目に入っていた津久井やまゆり園の指定管理期間についての県からの短縮協議に応じるとともに、第3期の津久井やまゆり園及び新規施設である芹が谷やまゆり園の指定管理申請のため、令和2年12月に津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の「事業計画書」及び「津久井やまゆり園再発防止策と取組経過」を策定しました。

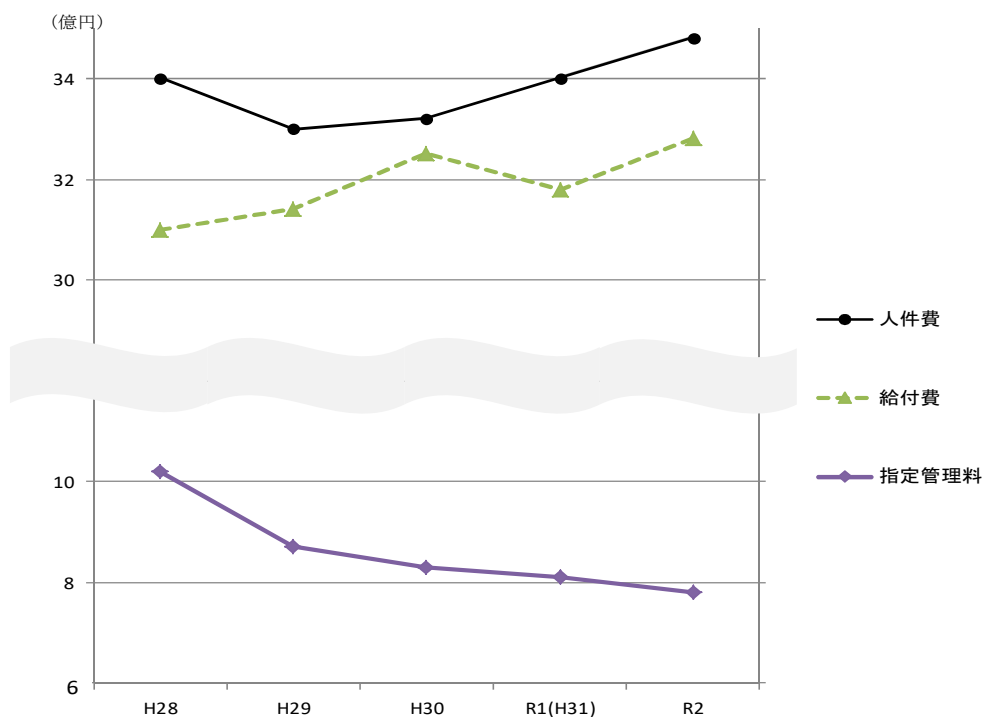
その後、令和3年3月に神奈川県から第3期津久井やまゆり園、第1期芹が谷やまゆり園の指定管理者の指定を受けるとともに、同6月には、山下理事長以下、新法人役員体制による法人経営が始まるとともに、同7月には津久井やまゆり園事件追悼式、新津久井やまゆり園の開所式、同8月には津久井やまゆり園利用者の芹が谷園舎からの移転、同11月には芹が谷やまゆり園の開所式、同12月には芹が谷やまゆり園利用者の移転と大きな行事等が続くことになりました。

## 5 財政状況

### (1) 指定管理料、給付費及び人件費の推移

当法人の経営状況は、各県立施設が第2期の指定管理期間に入って以降、厳しい状況が今も続いています。収入面では、県による指定管理料の見直しにより、第1期と比較して法人全体で約2億円の減収が生じています。また、平成29年度に県から移譲された秦野精華園については、激変緩和として、県から移譲後3年間、総額3億円の運営補助がありました。既に終了しています。加えて芹が谷園舎移転に伴い、津久井やまゆり園の事業規模が縮小、併せて指定管理料も減額となりました。こうした法人の各施設において指定管理料が減額となる一方、令和元年度の重度障害者支援加算の経過措置終了後の大幅な減収などで、給付費の増も十分ではなく、厳しい状況が続いています。

一方、支出面では、支出の大半を占める人件費について、津久井やまゆり園事件の影響で一時的に人件費は縮小しましたが、その後、新たな人事考課に伴う昇給経費や、福祉・介護職員処遇改善加算等の算定に伴う職員への一時金の支給経費、及びこれらに係る法定福利費の増額経費、さらには津久井やまゆり園の意思決定支援に伴う相談支援員の増員等により、人件費は年々増加傾向にあります。



区分	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
人件費	34.0	33.0	33.2	34.0	34.8
給付費	31.0	31.4	32.5	31.8	32.8
指定管理料	10.2	8.7	8.3	8.1	7.8

注：指定管理料のH29～R1は、秦野精華園の時限付き補助金（H29:1.5億円、H30:1億円、R1:0.5億円）含む

### (2) 経常増減差額の推移

法人の経常的な活動による収益性を表す「経常増減差額」は、令和元年度決算で▲

55,921千円、令和2年度決算で▲85,315千円となり、2期連続して大幅なマイナスとなりました。これは、上記(1)で述べたとおり①秦野精華園の指定管理料の減収、②給付費における重度障害者支援加算の経過措置終了後の減収、③支出面における人件費の増加に加え、④令和元年度に秦野精華園及び希望の丘はだのの建物を取得したため、両建物の減価償却費の計上を開始したことが主な要因です。こうした中、法人経営を改善していくためには、収入確保に最大限努力する一方、できる限りの経費抑制に努め、「経常増減差額率」が適切な値となるよう、法人全体で取り組んでいく必要があります。

区分	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
経常増減差額(千円)	182,102	57,920	127,015	▲ 55,921	▲ 85,315
経常増減差額率(%)	3.8	1.3	2.7	▲ 1.2	▲ 1.8

### (3) 純資産の推移

令和2年度決算(令和3年3月31日時点)の法人の純資産額は、法人全体で約43億7,250万円でした。この純資産の内訳は、額(構成比)が大きい順に、次期繰越活動増減差額：約30.1億円(68.97%)、その他の積立金：約9.4億円(21.55%)、国庫補助金等特別積立金：約4.1億円(9.46%)、基本金：100万円(0.02%)でした。(次ページ表参照)

一方、5年前の平成28年度決算の純資産額は法人全体で40.7億円であり、その内訳は、その他の積立金：約21.1億円(51.84%)、次期繰越活動増減差額：約19億円(46.73%)、国庫補助金等特別積立金：約0.5億円(1.41%)、基本金：100万円(0.02%)の順で、この5年間で全体の約5割を占めていた積立金が約2割に減少し、次期繰越活動増減差額が5割から7割に増加、国庫補助金等特別積立金も約1割を占めるまでになりました。

この変化は、令和元年度に施設整備等積立金を取崩して新施設「希望の丘はだの」を建設したことによるもので、固定資産を取得したことにより次期繰越活動増減差額が約11億円増加する一方、積立金を約11億円取り崩したことにより積立金が約21.1億円から約9.4億円に減少しました。結果として、純資産額全体は、この5年間で秦野精華園本館建物等の固定資産を中心に約3億円増加しましたが、建物等の取得に積立金を充当したことで、即時に現金化できる資金が大幅に減少したことになります。

純資産には、法人が所有する土地や建物等の固定資産や、各園に必要な運転資金(年間事業活動支出の3月分)も含まれています。固定資産は資産ではあるものの直ぐには事業等には活用できませんし、各園の運転資金を他に転用することもできません。従って、これらを除き、純資産のうち、法人が事業等に活用できる資金は、令和2年度決算額から算出すると、約10億円程度に過ぎません。この額は、現在の法人の規模や経営状況、特に法人直営施設である秦野精華園・希望の丘はだのの大規模改修等を含めた将来的な事業展開を考慮すると、決して十分な額とは言えません。年度毎の各施設毎の収支状況を踏まえながら、計画的に施設整備等積立金等の資金を積み立てるなど、長期的展望に立った積極的な経営努力が必要不可欠です。

○貸借対照表（令和3年3月31日現在）

資産の部 53億6,605万円	負債の部 9億9,355万円
	純資産の部 43億7,250万円
資産の部合計 53億6,605万円	負債及び純資産の部合計 53億6,605万円

○純資産の内訳（令和3年3月31日現在）

区分	金額	構成比
基本金	100万円	0.02%
国庫補助金等特別積立金	4億1,366万円	9.46%
その他の積立金	9億4,222万円	21.55%
人件費積立金	4億1,899万円	
修繕積立金	1億1,041万円	
備品等購入積立金	2億471万円	
施設整備等積立金	1億5,805万円	
工賃変動積立金	366万円	
設備等整備積立金	2,502万円	
津久井再生寄附金積立金	2,138万円	
次期繰越活動増減差額	30億1,562万円	68.97%
純資産の部合計	43億7,250万円	100.00%

## 6 SDGsとかながわ共同会

### (1) SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月、ニューヨークの国連本部で行われた国連サミットで採択された、国連加盟193か国が達成を目指す2030年までの国際目標です。世界は、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和、公正など、様々な課題・問題に直面しています。こうした地球規模の問題を解決するため、「誰ひとり取り残さない (leave no one behind)」という共通理念のもと、SDGsでは、17の目標と、それを達成するための169のターゲットを設定しています。

この17の目標に無縁な人は地球上、誰ひとりいません。これらの問題を「我が事」として考え、今、行動を起こさなければ、地球上の様々な課題・問題はより深刻化することになります。従って、これは、発展途上国だけでなく、先進国自身も取り組まねばならないユニバーサルなものであり、日本においても国や県・市町村等の地方自治体、企業や社会福祉法人も含めた団体など、様々な取組みが進められています。



## (2) SDGsとかながわ共同会

かながわ共同会は、これまで「ともに生きる社会」の実現を目指して、ご利用者やご家族、後援会や地域の方々、そして法人職員が手を取り合い、助け合いながら、障がいを持った方々が住み慣れた地域で豊かな暮らしが送れるよう支援してまいりました。そして、それを実現するためには、法人職員が働きやすい職場であること、サービスの向上に努めること、そして地域社会に積極的に貢献することなど、本来業務として日夜取り組んでまいりました。

こうした社会福祉法人かながわ共同会の「ともに生きる社会」の実現を目指す取組みは、このSDGs（持続可能な開発）の理念の3つの要素（①経済開発、②社会的包摂、③環境保護）のうち、特に「社会的包摂」（子ども、障がい者、高齢者、難民、移民などの弱い立場に置かれた人々を排除せずに、それらの人々が社会に参加して、それぞれが持つ潜在的能力を発揮できる環境を整備すること）に通ずるものと考えています。

従って、社会福祉法人かながわ共同会は、この国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」に賛同するとともに、2030年までの持続可能な社会の実現に向けて、かながわ共同会として、積極的に取り組んでまいります。

(参考)

<SDGsの17の目標とかながわ共同会の関わり>

	SDGsの目標	かながわ共同会との関わり
	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	こども食堂の運営
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	法人運営の各園の障害福祉事業、感染症対策の充実強化
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する	法人祈りの日の継続実施と鎮魂のモニュメントの活用
	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	公正・透明な職場づくりの推進、人財（材）の確保に向けて、新しい時代に対応する人財（材）育成
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの構築を図る	I C T機器を活用した支援の効率化
	各国内および各国間の不平等を是正する	障がい者差別の解消
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	ともに生きる社会の実現
	持続可能な生産消費形態を確保する	
	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる	防災・防犯対策の充実・強化
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	成年後見制度の普及啓発・推進、ともに生きる社会の実現
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・ネットワークを活性化する	地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進、他法人との連携

## Ⅱ 第六期中期計画

### 1 目指すべき姿(ビジョン)

社会福祉法人かながわ共同会は、県の指定管理者評価委員会が指摘した法人ガバナンスを改善させる一方、法人悲願である津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園の再生（意思決定支援、安心して安全に生活できる場の確保、地域生活移行の促進）を果たすとともに、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤を安定化させ、厚木精華園、愛名やまゆり園の次期指定管理申請に向けた準備を整え、神奈川県が目指す「当事者目線の障がい福祉」の実現に指定管理者として貢献することで、「ともに生きる社会」の実現に大きく貢献している法人を目指します。

### 2 重点プロジェクト

#### 【重プロ1「法人ガバナンス改善に向けて」】

##### （1）法人理念の見直し

昨年1月の神奈川県の指定管理者評価委員会評価報告書において、当法人は「ガバナンス・法人運営の点においては、全般的に改善が必要と認められた」と指摘を受けるとともに、前理事長を含めた役員3名が交代することになりました。法人役員の交代は「新しい共同会になって再スタートする」という決意表明にはなりますが、それだけでは「法人全体の改革」にはなりません。そこで、法人として、新たなスタートを切るに当たり、法人の基本理念について点検を行い、時代の変化にそぐわない箇所等を見直すことにより、法人全体の意識改革を断行します。

##### ①法人理念の点検・見直し

##### （2）理事会・評議員会運営の充実強化

社会福祉法人の運営において、理事会と評議員会は、法人ガバナンスの要です。法人の定款、定款施行細則等の運営諸規程に基づき、法令順守や情報開示の充実強化、外部理事の増設、監事との連携強化に向けて、長年の運営慣行等を積極的に見直し、法人ガバナンスの改善に努めます。

##### ①理事会運営の充実強化

##### ②評議員会運営の充実強化

##### ③理事会・評議員会審議の法人内公開

##### （3）理事長と職員との意見交換の実施

法人ガバナンスを改善するためには、風通しのよい職場であることは必要不可欠です。法人は現在、5園1施設を運営し、地域も相模原市北部から横浜市港南区まで広範囲に存在しているため、従来から法人は様々な会議体（法人諸会議）を開催し、風通しのよい職場づくりに努めてきましたが、実際は、上意下達の会合であったり、資料作成や移動に時間がかかるなど、十分な効果を上げることができませんでした。そこで、理事長等の法人

幹部が各園・施設等の現場を回り、現場の職員と直接意見交換することにより、風通しのよい職場づくりを推進してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症まん延等の渦中においては、ICT機器の活用等も検討してまいります。

①理事長と職員との意見交換の実施

#### **(4) 公正・透明な職場づくりの推進**

風通しのよい職場づくりの一環として、法人内に新たに「公正・透明な職場づくり相談窓口」を設置し、法人・各園における公正・透明な職場づくりを積極的に支援してまいります。

①公正・透明な職場づくりの推進

#### **(5) 外部コンサルテーションの積極的活用**

「閉鎖的で管理的な施設運営」と指摘され易い各園・施設の運営体制を積極的に改善していくため、意思決定支援アドバイザー等の外部コンサルテーションを各園・施設とも積極的に活用し、利用者の権利擁護、支援の改善を進めてまいります。

①困難事例に対する支援現場を支える仕組みづくりの促進【厚木】

②専門的な支援技術の習得とチームワークの醸成【愛名】

③権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止【津久井】

④事故不祥事への対応と組織活性化への取り組み【津久井】

⑤権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止【芹が谷】

#### **(6) 組織活性化のための5S活動の展開**

職員による自発的な意識や行動の変革を促し、組織の活性化を目指すために、リスクマネジメントとして有効であるとされている5S活動の手法を津久井やまゆり園で令和3年度に活用して実施しました。法人全体として、意識や行動の変革を促し、組織の活性化が図れるよう、経済性も考慮した中で他園においても展開してまいります。

①津久井やまゆり園で実践した5S活動の水平展開

※「5S活動」とは、整理、整頓、清掃、清潔、しつけという5つの要素を組織内で推進することにより、作業の効率化や生産性の向上を可能とし、組織を活性化させる活動のこと。

#### **(7) 秦野精華園における法人理念の理解徹底と職員・利用者の意見反映機会の整備**

かながわ共同会がスタートした秦野精華園の32年間のあゆみは、神奈川県における知的障害者支援の「目指すべき在り方」を常に意識した取り組みと支援構築の役割を担ってきました。構築してきたかながわ共同会の支援プログラムやその基盤となるかながわ共同会法人理念を理解し、継承、発展させていくことは、これからの施設運営の活性化に繋がると考えています。

①かながわ共同会のあゆみや法人理念、理事長の意志等を直接聞ける機会の定期化

②ケースカンファレンス等実践型研修会の定期開催

③ネグレクト等被虐待者、触法傾向者支援等利用者特性に沿った研修会の定期開催

③常勤、非常勤同時参加による研修会の設定と推進

④利用者自治会の活性化支援の推進と利用者代表との定期懇談会の実施

#### **(8) 津久井やまゆり園におけるリスクマネジメントの充実・強化**

リスクマネジメントの強化を図りながら、研修や外部コンサルを活用し、事故不祥事の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。万一事故不祥事が生じた場合には、初動対応、事故不祥事の根本原因追究と再発防止対策の実行、未然防止対策など、組織と

して迅速に対応するための体制を整備してまいります。また、令和3年度から取り組みを始めた「組織活性化のための5S活動」を継続することで、組織に所属する職員の意識を変え、行動変容を促し、組織の持つ使命や目的、目標を達成するための風通しのよい組織風土の醸成を目指してまいります。

- ① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見
- ② 組織活性化のための5S活動の実践
- ③ 風通しの良い組織風土作りの醸成

#### **(9) 芹が谷やまゆり園におけるリスクマネジメントの充実・強化**

早期発見と事後の適切な対応を実施していくため、事故不祥事研修を継続してまいります。ヒヤリハット活動から、インシデントは全体で共有し、同類事案・事故防止に徹底して取り組んでまいります。

- ① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見
- ② 第一報後の報告書提出期限の事故の程度に応じて設定すること及びその運用徹底
- ③ 風通しの良い職場作り、利用者個々の支援状況、方法を園全体で共有する機会づくり

### **【重プロ2「当事者目線の障がい福祉に向けて」】**

#### **(1) 津久井やまゆり園意思決定支援の法人内普及・展開**

津久井やまゆり園における意思決定支援の取り組みは、利用者の意思決定の支援だけでなく、利用者支援全般の改善に大きく寄与することが明らかになっています。そこで、法人では、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園以外の他園においても、この意思決定支援の取り組みが普及・展開できるよう積極的に支援してまいります。

- ① 津久井やまゆり園意思決定支援についての研修会の実施
- ② 津久井やまゆり園意思決定支援に係る啓発資料の作成
- ③ 津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園との職員交流

#### **(2) 当事者目線の障がい福祉を担う人材育成の充実と職場風土の改善**

県立障害者支援施設の設置者である神奈川県が目指す当事者目線の障がい福祉を担い、日々の利用者支援において能動的・積極的に支援等の業務を実践できる人材の育成と、人材育成を醸成する職場風土への改善に努めてまいります。

- ① 当事者目線の障がい福祉を担う職員研修の推進
- ② 人権侵害防止と意思決定支援を推進できる職員育成と職場の確立
- ③ スペシャリスト育成制度の検討

#### **(3) 障がい当事者・利用者の参画推進**

神奈川県が目指す「当事者目線の障がい福祉」を担う法人として、障がい当事者・利用者の、更なる園運営や法人運営への参画を積極的に推進してまいります。

- ① 理事会・評議員会等における障がい当事者の参画推進
- ② 職員研修における障がい当事者等の参画推進
- ③ 各運営協議会等における障がい当事者等の参画推進

#### **(4) 県立障害者支援施設等における寮・ユニット玄関開錠等の推進**

全県立障害者支援施設に求められている当事者の意見の反映した施設運営、「当事者目線」の施設環境整備の一環として、現在、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園で取り組んで

いる寮・ユニット玄関開錠等の取組みを法人所管の全施設で実施、展開してまいります。

①寮・ユニット玄関開錠等の推進

#### **(5) 支援改善担当理事による支援改善の推進**

利用者支援の更なる改善を積極的に進めるため、新たに設置した支援改善担当理事の職務遂行が円滑、効果的に実施できるよう各園との調整を進めてまいります。

① 身体拘束解除に向けた支援改善への取組み

② 当事者目線の支援に向けた支援改善への取組み

#### **(6) 希望の丘はだのにおける地域生活移行支援の推進、通過型施設運営の実施**

地域生活への移行支援、その経済的安定の基盤となる就労に向けた支援及び就労後の定着支援等、秦野精華園において構築してきた自立支援プログラムを継承し、発展させます。

グループホーム等利用による入所施設からの地域生活への移行に向けた希望の丘はだの自立支援プログラムを構築していきます。

①グループホーム担当課との協働によるホーム生活体験プログラムの定期実施

②地域生活を想定した単独外出の推進、休日・余暇活動時の地元クラブ等への参加支援

③生活マナー講座・携帯パソコン講座等地域生活を想定した生活講座の再開と定期開催

④卒園者による就職活動経験報告会、グループホーム生活状況報告会の開催

#### **(7) 秦野精華園における地域生活支援の充実**

既存ホームの老朽化・建て替え移転に伴うホーム支援体制の再編に取り組み、地域生活者の生活環境の充実を図ります。ひとり暮らし生活への移行ニーズに応えられるようにサテライト型ホームの計画的な設置に取り組んでまいります。

①秦野・今泉地区3ホーム移転計画の実施と入居者、支援体制の再編

②ひとり暮らし生活移行に向けたサテライト型ホームの設置と支援体制の再編

#### **(8) 厚木精華園における地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進**

令和2年度より本格運営を開始し、地域包括支援センターを運営する(福)敬和会との協働作業による地域支援の促進に引き続き、取り組んでまいります。併せて、厚木市地域防災拠点事業等を荻野地域包括支援センターと協働して取り組んでまいります。

①ワンストップ相談支援事業として地域包括支援センターとの協働体制の構築

②厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施【再掲】

③地域民生委員・児童委員協議委員との協働体制の構築

#### **(9) 厚木地区相談支援事業の充実強化**

厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、市町村からの委託相談等の受託の方向性を検討してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向けてカリキュラムを検討してまいります。

①厚木・愛名両園の相談支援事業所統合の検証

②相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施

③相談支援のための人材育成システムの検討

#### **(10) 愛名やまゆり園における重度・重複障がい等の専門的な支援と当事者目線の支援の取組み**

入所利用者の当事者目線、地域生活移行に向けた、コンサルテーション事業を導入し、エビデンスに基づいた支援、身体拘束ゼロに向けた取組みを継続します。また、意志決定支援の取組みとして、利用者の希望やストレングス、ニーズに気づくため、全利用者対象に「にやりほっと」の記録を増やしてまいります。

あわせて専門的な支援を用いて、在宅利用者の生活を支えるために短期入所の受入れを積極的に取り組んでまいります。

- ①個人記録への反映
- ②ストレングスを活かし利用者の意思決定を尊重した個別支援計画の作成
- ③寮、事業所ごとに利用者自治会の開催
- ④当事者目線、当事者参加のもと生活環境改善、行事等の計画実施
- ⑤在宅生活を支えるために積極的な短期入所の受入れ

#### **(11) 津久井やまゆり園における当事者目線による意思決定支援の推進**

本人の意思決定支援を前提とした、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思があるという考え方のもと、ケアマネジメントの手法による意思決定支援に取り組みながら、利用者の夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

- ①エビデンスに基づいた個別支援計画の作成と支援の実践
- ②当事者目線に立った意思決定支援の継続的な推進
- ③利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実施
- ④利用者の意思を汲みとるための知識・技術を獲得するための研修
- ⑤利用者自治会「ピザの会」の活動に対する支援の強化
- ⑥利用者が園運営に参画するための取組み

#### **(12) 津久井やまゆり園における地域生活移行の推進と入所施設の機能の分散化**

津久井やまゆり園は通過型施設として、利用者が施設の中で生活が完結することなく、グループホームや通所事業所等の見学や体験の場の提供や、社会の中の資源を活用した地域交流や社会経験を増やししながら、利用者一人ひとりの意思に基づいた地域生活移行を進める「チャレンジ活動」に取り組んでまいります。また、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、利用者の日中活動については、直営施設や他法人が運営する通所事業所等へ移行するなど、入所施設の機能の分散化を図ってまいります。

- ①地域生活移行に向けた支援の推進
- ②利用者の望む生活や地域生活移行を進める「チャレンジ活動」の取組み
- ③本人活動に対する支援、社会参加の促進
- ④地域生活及び居住の支援
- ⑤在宅障がい者等の津久井やまゆり園生活介護事業での積極的な受け入れ

#### **(13) 津久井やまゆり園における権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止**

身体拘束によらない支援を進めるため、第三者を構成員とした津久井やまゆり園利用者支援評価委員会を設置し、外部の視点を日々の支援に反映させてまいります。また、行動制限判定会議、虐待防止委員会の継続的な開催や職員のスキルアップを目的とした研修の実施など、風通しの良い組織風土の醸成を図り、身体拘束ゼロの実現、虐待の防止と早期発見に取り組んでまいります。

- ① 津久井やまゆり園利用者支援評価委員会の設置
- ② 身体拘束によらない支援の取組み
- ③ 虐待の防止と早期発見
- ④ 第三者委員、オンブズパーソンの更なる活用

#### **(14) 津久井やまゆり園におけるグループホーム事業の再整備**

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るため、重度障がい者を対象としたグループホームの新規開設や、既存グループホームの再整備に取り組んでまいります。

- ① 利用者の地域生活移行の受け皿となるグループホームの新規設置
- ② 既存グループホームの再整備

#### **(15) 津久井やまゆり園における直営施設の再整備**

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るとともに、在宅で暮らす障がい児者の地域生活支援を支える体制を強化するため、地域に展開する直営施設の再整備に取り組んでまいります。

- ① 寸沢嵐地区日中活動支援センター「ファンファン・ライフ」の建物老朽化に伴う移転
- ② 生活介護事業所の新設・再編
- ③ 若柳地区放課後等デイサービス「みらい」のあり方検討

#### **(16) 芹が谷やまゆり園における当事者目線による意思決定支援の推進**

利用者一人ひとりの夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して、利用者自らの意思が反映された生活の実現に向けた取組をするとともに、施設内だけでなく多職種・関係者の連携によるケアマネジメントの手法により、一人ひとりの意思の実現に向けた支援を継続して行きます。また、バックキャストの視点を持って、支援に取り組む姿勢を全体で共有してまいります。

- ① エビデンスに基づいた個別支援計画の作成と支援の実践
- ② 他事業所をご利用されている当事者との交流
- ③ 利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実現支援
- ④ 利用者自治会「ハンバーガーのつどい」の活動に対する支援の強化
- ⑤ 利用者が園の運営に参画する機会を持ち、職員の人権養護意識の向上を図る
- ⑥ 計画相談支援事業所設置に向けた検討

#### **(17) 芹が谷やまゆり園における地域生活移行の推進・充実**

地域生活移行は、一施設だけではなし得ません。グループホーム移行だけに捉われず、利用者一人ひとりが、地域と交流し、関係作りができるような個別支援に取り組むと同時に、横浜地域での他法人との連携を推進してまいります。地域移行に向けた見学や体験の受け入れについて協力依頼をしております。地域生活移行に向けた支援を具体性と実効性を持って積極的に作ってまいります。

- ① 地元ケアプラザ、社会福祉協議会、自立支援協議会等へ積極的参加
- ② グループホームや通所事業所等の見学や体験の推進
- ③ 地元自治会活動や社会活動への積極的な参加
- ④ 利用者一人ひとりと地域の方々や、施設外の方々との関係作りを推進

#### **(18) 芹が谷やまゆり園における権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止**

芹が谷やまゆり園利用者支援評価委員会（構成員は第三者委員、オンブズパーソン、コ

ンサルテーション等)を設置し、外部の方の視点を日々の支援に反映させてまいります。虐待防止委員会、行動制限判定会議を適切に実施、虐待の防止、早期発見、適切な初動対応を推進してまいります。施錠をしない、身体拘束に頼らない支援を実践し、好事例を積み上げ発信していきます。

- ① 芹が谷やまゆり園利用者支援評価委員会（仮称）の設置
- ② 施錠をしない、身体拘束によらない支援の取り組み
- ③ 虐待の早期発見と防止
- ④ 第三者委員、オンブズパーソン、コンサルテーションの更なる活用
- ⑤ 第三者評価の受審（令和6年度）

## 【重プロ3「津久井やまゆり園の再生に向けて」】

※ 津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園の全重点施策が該当（後掲）

## 【重プロ4「秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化」】

H29年度に県から移譲された秦野精華園は4人部屋の改修による個室の増設など生活環境の改善を図る一方、入所定員も100名から60名にスリム化しました。また、多機能型通所施設であるチャレンジセンターも就労移行支援、生活訓練（自立訓練）の支援機能を新施設（希望の丘はだの）へ移行する形で、60名の定員を就労継続支援B型（地域生活利用者の受け入れ体制）定員30名へとスリム化し、法人立施設として5年間、施設規模の適正化と経営基盤の安定化に取り組んでまいりました。しかしながら、未だ経営基盤の安定化は達成できておらず、歳出超過状態が続いています。

一方、令和2年度から新規開設した希望の丘はだのは、入所定員40名、通所定員10名（生活介護30、生活訓練10、就労移行支援10）＋相談機能、緊急時受入機能等の地域生活拠点機能を付加して法人立施設として運営しておりますが、入所定員不充足の状態が続いており、直近の決算においても両施設合わせて1億円超の歳出超過状態が続いています。

この歳出超過の主な原因は、①希望の丘はだのの入所による就労支援ニーズが寡少（生活支援未着手ケースが大半である実情）であること、②秦野精華園が県立時代の過大な施設・設備であること（施設維持費大・夜間支援体制の見直し難）、③職員の労務慣行が県立時代のままであること等と分析・評価しているところです。そこで、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化に向けて、次のような施策を実施し、3年後を目途に歳出超過構造の解消に努めてまいります。

- ① 入所支援を生活支援、地域移行支援に特化、実態に合わない入所就労支援を見直す
- ② 入所生活支援による地域生活移行後の通所就労支援導入体制へ就労支援戦略を変更
- ③ 秦野精華園における栄養ケアマネジメント加算の導入
- ④ 秦野精華園における重度個別支援体制（重度障害者支援加算（Ⅱ））の導入
- ⑤ 希望の丘はだのへのユニット加算（障害者地域生活サポート事業）の導入
- ⑥ 秦野精華園・希望の丘はだのの夜間支援体制の一部非常勤化
- ⑦ 支援ニーズに合致した手厚い支援体制の県立施設等への見学、体験入所の推進

## 【重プロ5「人財(材)の確保に向けて」】

社会における福祉現場が人材不足にある中、法人はこれまで人材確保に努めてきましたが、欠員の状況が続いていることは法人の安定した経営に対する重大な課題となっています。令和7年度を目途に欠員解消ができるようライフスタイルの多様化も視野に入れながら、積極的な人材確保への取組みとともに育成した人財を離職させない取組みを推進してまいります。

なお、法人単独での職員の確保等が困難な場合は、本年4月から施行となる社会福祉連携推進法人制度など他の社会福祉法人等との連携も視野に入れながら、人財(材)の確保等に取組んでまいります。

また、特に法人全体としては少数ですが、運営にとって重要な役割を担う総務部門は、その専門性が求められる人材確保と育成に課題があるとともに、バックアップ体制の再構築も重要な課題だと認識しています。従って、経営状況を勘案しながらこうした課題解決に向けて計画的に進めてまいります。

- ①積極的な職員採用の実施(学校訪問等の積極的な実施、年4回採用)
- ②事務職員の人材確保
- ③離職抑制への取組み(メンター制度導入、役職定年制導入、就業場所限定制度導入)
- ④法人立である秦野精華園・希望の丘はだのの就業体制・制度の検証・検討
- ⑤業務の集約化とアウトソーシングの検討

## 【重プロ6「次期指定管理者募集に向けて」】

### (1) 厚木精華園の次期指定管理運営に向けて

4年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ①園内プロジェクトチームの立ち上げ
- ②第2期の実績評価
- ③事業計画の検討

### (2) 愛名やまゆり園の次期指定管理運営に向けて

4年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ①園内プロジェクトチームの立ち上げ
- ②第2期の実績評価
- ③事業計画の検討

## 3 法人事務局・各園の重点施策

### 【法人事務局・統括管理室】

#### (1) 会議の見直しと効率化

利用者対応及び記録の時間確保・充実を図るため、法人諸会議の更なる回数、メンバー、会議統合等、会議体制を見直し、効率的な運営を進めてまいります。また、ICT機器の

活用を広げ、オンライン会議、ペーパーレス化をより促進してまいります。

- ①新しい生活様式に適合する会議形式と会議運営
- ②議事録の音声入力導入

## **(2) 成年後見制度の普及啓発・推進**

法人・各園における成年後見制度の普及・推進のため、知的障害者の成年後見に関する知識・経験のある人材を活用して、法人事務局内に新たに成年後見制度推進担当を設置し、法人・各園の成年後見制度のスタートアップを支援・推進してまいります。

- ①成年後見制度推進担当の新設
- ②各園における職員研修・人材育成
- ③各園における成年後見制度の積極的活用
- ④成年後見制度推進のための法人後見の実施
- ⑤各園における利用者の通帳管理の整理

## **(3) ICT機器を活用した支援の効率化**

今後ますます重要性を増している支援現場における記録や対応の充実のため、財源や優先順位を検討した上で、ICT機器を活用した効率化を進めてまいります。

- ① 法人イントラのカスタマイズと記録の効率化
- ② オンライン面会等のコミュニケーションツールとしての活用
- ③ 補助金等を活用した介護ICT機器の導入
- ④ 低コスト・クラウド化の推進と支援職場のPC・ソフトの充実強化

## **(4) 新しい時代に対応する人財（材）育成**

法人では、これまで職員研修の充実に取り組みを進めてきましたが、「新たな当事者目線の障がい福祉」を始めとした研修の重要性への高まりへの対応と、新型コロナウイルス感染症拡大による従来型職員研修の見直しを行い、新たな時代に対応する人財（材）育成を進めてまいります。

- ①Web型職員研修と選択型研修メニューの充実
- ②「新たな障がい福祉」を担う研修の実施

## **(5) 適正な経理とコンプライアンスの徹底**

近年、課題となっている金銭関係の不祥事の再発防止のため、適正な経理事務の実施とコンプライアンスの徹底を進めてまいります。

- ① 各園保管通帳の適正管理と返還の推進
- ② コンプライアンスの徹底
- ③ 内部監査による適正経理の確保
- ④ 経営状況改善のための管理会計の導入

※ 管理会計とは、経営者や責任者が経営判断の材料として活用することを目的とした会計のこと。

## **(6) 防災・防犯対策の充実・強化**

近年、梅雨や台風シーズンに限らず、線状降水帯の通過など突発的な集中豪雨が増えていきます。そこで、園のある地点のハザードマップを再度確認し、グループホーム等からの避難誘導等を中心にBCPの再点検を実施するとともに、津久井やまゆり園事件以降の施策環境の変化を踏まえ、防犯体制・対策の再点検等も併せて実施してまいります。

- ① BCPの再点検
- ② 防犯体制の再点検

### ③ 防犯訓練と防犯機器の点検の実施

## (7) 法人祈りの日の継続実施と鎮魂のモニュメントの活用

平成28年7月26日、津久井やまゆり園で19名の利用者の方の尊い命が奪われ、27名の方が傷つけられるという、あってはならない悲惨な事件が発生しました。津久井やまゆり園の正門前の広場には、事件で亡くなられた方々を追悼し、事件を風化させないため、神奈川県によって「鎮魂のモニュメント」が設置されています。法人は、この事件を法人運営の貴重な教訓としてしっかりと引き継ぐとともに、毎月26日の「法人祈りの日」には、各園や各事業所において、亡くなられた方々の在りし日のお姿に思いを馳せ、その冥福を祈るため、黙祷をささげてまいります。

### ① 法人祈りの日の継続実施

### ② 鎮魂のモニュメントの活用

### ③ 津久井やまゆり園事件ご遺族への対応

## (8) 感染症対策の充実強化

昨年から全世界で新型コロナウイルスの感染拡大が進み、社会全体の変革が急速に進んでいます。利用者の生活の場である各園を抱える法人として、新型コロナウイルスも含めたあらゆる感染症への対策について、法人一丸となって取り組んでまいります。

### ① 新型コロナウイルス感染症BCPの作成

### ② 感染症対策備品等の再確認

### ③ 家族等の面会対応のICT機器の導入

## 【秦野精華園・希望の丘はだの】

### (1) 秦野精華園・希望の丘はだの経営基盤の安定化（再掲・重プロ4）

H29年度に県から移譲された秦野精華園は4人部屋の改修による個室の増設など生活環境の改善を図る一方、入所定員も100名から60名にスリム化しました。また、多機能型通所施設であるチャレンジセンターも就労移行支援、生活訓練（自立訓練）の支援機能を新施設（希望の丘はだの）へ移行する形で、60名の定員を就労継続支援B型（地域生活利用者の受け入れ体制）定員30名へとスリム化し、法人立施設として5年間、施設規模の適正化と経営基盤の安定化に取り組んでまいりました。しかしながら、未だ経営基盤の安定化は達成できておらず、歳出超過状態が続いています。

一方、令和2年度から新規開設した希望の丘はだのは、入所定員40名、通所定員10名（生活介護30、生活訓練10、就労移行支援10）＋相談機能、緊急時受入機能等の地域生活拠点機能を付加して法人立施設として運営しておりますが、入所定員不充足の状態が続いており、直近の決算においても両施設合わせて1億円超の歳出超過状態が続いています。

この歳出超過の主な原因は、①希望の丘はだのの入所による就労支援ニーズが寡少（生活支援未着手ケースが大半である実情）であること、②秦野精華園が県立時代の過大な施設・設備であること（施設維持費大・夜間支援体制の見直し難）、③職員の労務慣行が県立時代のままであること等と分析・評価しているところです。そこで、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化に向けて、次のような施策を実施し、3年後を目途に歳出超過構造の解消に努めてまいります。

### ① 入所支援を生活支援、地域移行支援に特化、実態に合わない入所就労支援を見直す

### ② 入所生活支援による地域生活移行後の通所就労支援導入体制へ就労支援戦略を変更

- ③秦野精華園における栄養ケアマネジメント加算の導入
- ④秦野精華園における重度個別支援体制（重度障害者支援加算（Ⅱ））の導入
- ⑤希望の丘はだのへのユニット加算（障害者地域生活サポート事業）の導入
- ⑥秦野精華園・希望の丘はだのの夜間支援体制の一部非常勤化
- ⑦支援ニーズに合致した手厚い支援体制の県立施設等への見学、体験入所の推進

## （２）地域生活移行支援の推進、通過型施設運営の実施（再掲・重プロ２-６）

地域生活への移行支援、その経済的安定の基盤となる就労に向けた支援及び就労後の定着支援等、秦野精華園において構築してきた自立支援プログラムを継承し、発展させます。

グループホーム等利用による入所施設からの地域生活への移行に向けた希望の丘はだの自立支援プログラムを構築してまいります。

- ①グループホーム担当課との協働によるホーム生活体験プログラムの定期実施
- ②地域生活を想定した単独外出の推進、休日・余暇活動時の地元クラブ等への参加支援
- ③生活マナー講座・携帯パソコン講座等地域生活を想定した生活講座の再開と定期開催
- ④卒園者による就職活動経験報告会、グループホーム生活状況報告会の開催

## （３）就労移行支援・就労支援の充実

入所支援を基本とした就労移行支援の展開において明らかとなった支援期間や生活環境の課題解消に取り組んでいきます。就労移行支援・就労支援については、通所支援へ集約再編出来るよう、計画的な対象利用者の確保活動、移行支援を推進してまいります。

- ①就労移行支援・就労支援の再編（秦野精華園チャレンジセンターへの編入）
- ②希望の丘はだの入所機能の生活支援施設への特化

## （４）地域生活支援の充実（再掲・重プロ２-７）

既存ホームの老朽化・建て替え移転に伴うホーム支援体制の再編に取り組み、地域生活者の生活環境の充実を図ります。ひとり暮らし生活への移行ニーズに応えられるようにサテライト型ホームの計画的な設置に取り組んでまいります。

- ①秦野・今泉地区３ホーム移転計画の実施と入居者、支援体制の再編
- ②ひとり暮らし生活移行に向けたサテライト型ホームの設置と支援体制の再編

## （５）こども食堂の運営

社会福祉法人の地域貢献事業として、地元大根地区の要望である「子どもたちへの朝食提供」支援に取り組んでいきます。「朝食支援型こども食堂」を大根地区新しい街づくり運動推進委員会、みんなの食堂☆広畑との相互連携事業として運営する協働活動の構築に取り組んでいきます。

- ①「朝食支援型こども食堂」ラパニス開設計画の推進と事業開始

## （６）在宅者等地域生活継続支援としての生活介護事業の展開

重複障害等障がいの重い方の在宅生活を維持、継続する支援体制を生活介護事業として展開していきます。

- ①機械浴等入浴サービスの提供開始、送迎支援の充実
- ②施設入所支援との協力体制によるレスパイト的短期入所の利用促進
- ③居宅・相談支援との連携による休日余暇活動支援の利用推進

## （７）防災・防犯対策の充実・強化

火災や地震発生を想定した防災・避難訓練の継続と共に近年頻発している風雨水害、土砂災害の発生を想定した避難、送迎訓練を計画実施していきます。現行の各事業所BCP

へ新型コロナウイルス等感染症対応のBCPも追加し、これらに基づく訓練を定期的に実施してまいります。秦野精華園・希望の丘はだのの利用者特性や事業に沿って、保険会社、秦野警察署等の協力の元各種研修会を実施してまいります。

- ①BCPの改定と感染症対応訓練の実施
- ②夜間休日等を想定した緊急搬送訓練の実施
- ③秦野警察署と連携した利用者向け非行防止勉強会の実施
- ④職員向け安全運転講習の定期開催と運行前後体調チェックの定着
- ⑤秦野警察署との合同防犯訓練の定期実施

## **(8) 法人理念の理解徹底と職員・利用者の意見反映機会の整備 (再掲・重プロ1-7)**

かながわ共同会がスタートした秦野精華園の32年間のあゆみは、神奈川県における知的障害者支援の「目指すべき在り方」を常に意識した取組みと支援構築の役割を担ってきました。構築してきたかながわ共同会の支援プログラムやその基盤となるかながわ共同会法人理念を理解し、継承、発展させていくことは、これからの施設運営の活性化に繋がると考えています。

- ①かながわ共同会のあゆみや法人理念、理事長の意志等を直接聞ける機会の定期化
- ②ケースカンファレンス等実践型研修会の定期開催
- ③ネグレクト等被虐待者、触法傾向者支援等利用者特性に沿った研修会の定期開催
- ③常勤、非常勤同時参加による研修会の設定と推進
- ④利用者自治会の活性化支援の推進と利用者代表との定期懇談会の実施

## **【厚木精華園】**

### **(1) 生活課運営体制の安定・充実**

令和3年度まで取り組んできた生活課運営体制の検討では、療養型病院・介護施設への移行により救急搬送や緊急通院は減少しましたが、利用者の機能低下、介護度・受診回数増加による職員不足等職員配置の課題が確認され、ハード面の居室改修工事に着手しました。令和4年度以降もハード面の工夫に加え、適正な寮編成や新規入所者の特性等のバランス等を精査し、支援・介護・看護での体制の安定・充実、エビデンスに基づいた支援の実践を図ってまいります。また、地域生活支援拠点として積極的に短期入所の受入れに取り組み、在宅生活を支えていきます。

- ① 高齢利用者の機能低下や介護度に合わせたハード面の工夫
- ② 適正な寮編成と新規入所者の特性等のバランス等を精査
- ③ エビデンスに基づいた支援の実践
- ④ 支援・介護・看護での体制の安定・充実

### **(2) 高齢化・重度化に対応したグループホームの新設**

令和3年度まで取り組んできた利用者の高齢化・重度化に対応したグループホームの設置については、県内の日中サービス支援型GHの視察等による職員配置など予算確保等課題を検討してまいります。その結果を踏まえ、令和4年度に事業計画作成してまいります。令和5年度以降、事業計画に基づき建設予定地確定、利用者・関係機関へのインフォメーションを経て、令和7年運営開始を目指してまいります。

- ①豊かな地域生活を過ごせる立地条件の選定

②入居者に合った日中活動・住環境整備

③訪問看護等医療機関との連携

### **(3) 防災に関する地域連携**

災害発生等での厚木市との「災害時等における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協定」の締結に基づく荻野地区施設連絡会所属施設として同連絡会の防災活動に積極的に参加していきます。また、園相談支援事業所は、災害時の緊急避難場所として在宅障害者等に対して緊急避難場所、援助物資等の提供等厚木市地域防災拠点事業としての荻野地域包括支援センターと協力・参画した取組みを促進させてまいります。

①災害時等における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協定に基づく対応の実施

②厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施

### **(4) 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進（再掲・重プロ2-8）**

令和2年度より本格運営を開始し、地域包括支援センターを運営する（福）敬和会との協働作業による地域支援の促進に引き続き、取り組んでまいります。併せて、厚木市地域防災拠点事業等を荻野地域包括支援センターと協働して取り組んでまいります。

①ワンストップ相談支援事業として地域包括支援センターとの協働体制の構築

②厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施【再掲】

③地域民生委員・児童委員協議委員との協働体制の構築

### **(5) 厚木地区相談支援事業の充実強化（再掲・重プロ2-9）**

厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、市町村からの委託相談等の受託の方向性を検討してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向けてカリキュラムを検討してまいります。

①厚木・愛名両園の相談支援事業所統合の検証

②相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施

③相談支援のための人材育成システムの検討

### **(6) 厚木精華園の次期指定管理運営に向けて（再掲・重プロ6-1）**

4年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

①園内プロジェクトチームの立ち上げ

②第2期の実績評価

③事業計画の検討

## **【愛名やまゆり園】**

### **(1) 重度・重複障害等の専門的な支援と当事者目線の支援の取組み（再掲・2-10）**

入所利用者の当事者目線、地域生活移行に向けた、コンサルテーション事業を導入し、エビデンスに基づいた支援、身体拘束ゼロに向けた取組みを継続します。また、意志決定支援の取組みとして、利用者の希望やストレングス、ニーズに気づくため、全利用者対象に「にやりほっと」の記録を増やしてまいります。

あわせて専門的な支援を用いて、在宅利用者の生活を支えるために短期入所の受入れを

積極的に取り組んでまいります。

- ①個人記録への反映
- ②ストレングスを活かし利用者の意思決定を尊重した個別支援計画の作成
- ③寮、事業所ごとに利用者自治会の開催
- ④当事者目線、当事者参加のもと生活環境改善、行事等の計画実施
- ⑤在宅生活を支えるために積極的な短期入所の受入れ

## **(2) 加齢や障害の重度化に伴う寮間移行・生活環境等の見直し**

利用者を理解するためのアセスメントと居室等環境確認表の定期的な実施から、利用者の状態像に合わせた建物・設備、生活環境等の改善、改修等を計画してまいります。

- ①利用者の希望の集約。定期的なアセスメント等の実施
- ②加齢や重度化に伴う利用者の寮間移動
- ③利用者特性、障害程度に見合う環境設定
- ④各寮から候補者を選定し、体験利用等の実施
- ⑤高齢や重度でも地域生活をあきらめない職員の意識改革

## **(3) 権利擁護を意識した支援の専門職の育成と働きやすい職場づくり**

愛名やまゆり園虐待予防計画に基づき、支援マニュアルの徹底・寮内環境の整備・管理職と現場職員とのコミュニケーション等について、定期的に会議を利用し、経過や報告を行い、再発防止に取り組んでまいります。

- ①虐待予防計画の定期的な振り返りと評価の実施
- ②行動制限判定会議の継続実施
- ③コンサルテーション事業等に、支援改善担当理事等の参画
- ④自閉スペクトラム症や行動障害の特性を理解した専門的な支援の実施
- ⑤虐待ゼロや身体拘束によらない支援の実現

## **(4) 厚木地区相談支援事業所の充実強化等（再掲・重プロ2-9）**

厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、市町村からの委託相談等の受託の方向性を検討してまいります。

- ①法人ケースワーカー・相談支援従事者会議との連携
- ②相談支援専門員を対象にした職種別研修の実施
- ③キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化
- ④相談支援専門員の人材育成システムの構築。カリキュラムの検討

## **(5) 飯山地区日中活動支援センター、しらゆりにおける入所施設との連携等**

入所施設利用者から地域生活移行に向けて、平日の日中活動を地域にある事業所に通うことを目標にした体験利用を進めてまいります。

- ①様々な活動や作業等の提供
- ②利用者の意思決定を尊重した日中活動の提供
- ③見学、体験利用等の実施
- ④入所施設から地域にある事業所への通所

## **(6) グループホームの再整備**

住み慣れた地域で利用者が望む暮らしを実現するために、既存ホームの契約満了に伴い、高齢化、重度化に対応した設備の改修、増築、返還等を検討してまいります。利用者の経験を増やし地域生活移行に向けて取り組んでまいります。

- ①加齢・重度化する利用者支援への対応
- ②生活支援員、世話人の増配置等を検討
- ③状態像に合わせたホーム間移行や高齢施設等への移行
- ④入所施設利用者から地域生活移行に向けた行事体験、食事体験、宿泊体験

#### **(7) 近隣住民等を対象とするイベント等の開催と園の情報発信の強化**

「ともに生きる社会かながわ憲章」を推進するため、近隣住民と一体となってイベントを開催、近隣自治会活動等へ利用者と共に参画し、障がいのある方と地域を共に作り楽しむ機会を提供してまいります。

- ①地域住民と連携した環境美化活動の検討
- ②園外周や法面等に花壇を造設
- ③桜の時期に近隣住民と楽しむ会等を企画

#### **(8) 地域の防災力強化に向けた取組み**

障がいのある方もない方も地域にある愛名やまゆり園を活かした近隣自治会と共同の避難所運営に向けた、防災訓練や避難行動要支援者移送訓練に取り組んでまいります。また、年末年始防犯パトロール等地元自治会と協力して取り組んでまいります。

- ①愛名自治会と「災害時における避難所施設としての使用に関する覚書」の締結
- ②厚木市危機管理課等と共同・合同防災訓練等を検討

#### **(9) 愛名やまゆり園の次期指定管理運営に向けて（再掲・重プロ6-2）**

4年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ①園内プロジェクトチームの立ち上げ
- ②第2期の実績評価
- ③事業計画の検討

### **【津久井やまゆり園】**

#### **(1) 津久井やまゆり園の円滑な運営と地域生活を支える拠点**

「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指すため、県に提出する指定管理者の事業計画書に基づいた取り組みの具現化を進め、令和5年度からの次期指定管理者として更なる園の円滑な運営と支援サービスの向上を図ってまいります。また、地域の拠点施設として、地域で生活する障がい者を支えるセーフティネットとしての役割を担うため、緊急時の短期入所での受入れやコロナ禍で一時的に在宅生活が困難となった方の受入れを積極的に行ってまいります。

- ① 県へ提出した指定管理者の事業計画書を具現化するための準備と実践
- ② 緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化
- ③ 地域生活を支えるための短期入所の積極的な受入れ
- ④ 園運営の安定化と支援サービスの向上
- ⑤ 従事者の確保と人材育成
- ⑥ みどり会（家族会）・後援会との更なる連携強化

#### **(2) 当事者目線による意思決定支援の推進（再掲・重プロ2-11）**

本人の意思決定支援を前提とした、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思があるという考え方のもと、ケアマネジ

メントの手法による意思決定支援に取り組みながら、利用者の夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

- ①エビデンスに基づいた個別支援計画の作成と支援の実践
- ②当事者目線に立った意思決定支援の継続的な推進
- ③利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実施
- ④利用者の意思を汲みとるための知識・技術を獲得するための研修
- ⑤利用者自治会「ピザの会」の活動に対する支援の強化
- ⑥利用者が園運営に参画するための取り組み

### **(3) 地域生活移行の推進と入所施設の機能の分散化（再掲・重プロ2-12）**

津久井やまゆり園は通過型施設として、利用者が施設の中で生活が完結することなく、グループホームや通所事業所等の見学や体験の場の提供や、社会の中の資源を活用した地域交流や社会経験を増やししながら、利用者一人ひとりの意思に基づいた地域生活移行を進める「チャレンジ活動」に取り組んでまいります。また、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、利用者の日中活動については、直営施設や他法人が運営する通所事業所等へ移行するなど、入所施設の機能の分散化を図ってまいります。

- ①地域生活移行に向けた支援の推進
- ②利用者の望む生活や地域生活移行を進める「チャレンジ活動」の取り組み
- ③本人活動に対する支援、社会参加の促進
- ④地域生活及び居住の支援
- ⑤在宅障がい者等の津久井やまゆり園生活介護事業での積極的な受け入れ

### **(4) 権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止（再掲・重プロ2-13）**

身体拘束によらない支援を進めるため、第三者を構成員とした津久井やまゆり園利用者支援評価委員会を設置し、外部の視点を日々の支援に反映させてまいります。また、行動制限判定会議、虐待防止委員会の継続的な開催や職員のスキルアップを目的とした研修の実施など、風通しの良い組織風土の醸成を図り、身体拘束ゼロの実現、虐待の防止と早期発見に取り組んでまいります。

- ①津久井やまゆり園利用者支援評価委員会の設置
- ②身体拘束によらない支援の取り組み
- ③虐待の防止と早期発見
- ④第三者委員、オンブズパーソンの更なる活用

### **(5) グループホーム事業の再整備（再掲・重プロ2-14）**

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るため、重度障がい者を対象としたグループホームの新規開設や、既存グループホームの再整備に取り組んでまいります。

- ①利用者の地域生活移行の受け皿となるグループホームの新規設置
- ②既存グループホームの再整備

### **(6) 直営施設の再整備（再掲・重プロ2-15）**

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るとともに、在宅で暮らす障がい児者の地域生活支援を支える体制を強化するため、地域に展開する直営施設の再整備に取り組んでまいります。

- ①地区日中活動支援センター「ファンファン・ライフ」の建物老朽化に伴う移転
- ②生活介護事業所の新設・再編
- ③若柳地区放課後等デイサービス「みらい」のあり方検討

#### **(7) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発、福祉教育への貢献**

「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発を図るため、園に設置された「鎮魂のモニュメント」を積極的に活用することで、障害を理由とする差別の解消の推進や、人権擁護等の啓発活動に積極的に取り組んでまいります。また、献花や見学に来園された方に対するおもてなしや、「ともに生きる社会かながわ憲章」をテーマとした展示、講演会を開催し、津久井やまゆり園事件を風化させないための取り組みを進めてまいります。

- ① 相模原市教育委員会、小中学校等との連携、福祉教育への貢献
- ② 福祉従事者、見学者の積極的な受け入れ、講演会等の実施
- ③ 献花に来園されたお客様に対するおもてなし
- ④ 津久井やまゆり園事件を風化させたいための展示
- ⑤ Facebook 等を活用した積極的な情報発信

#### **(8) 開かれた施設づくりと地域貢献、福祉教育への貢献**

施設の「交流ゾーン」等を活用した地域住民との交流や地域の憩いの場としての活用、診療所での在宅障がい児者等の診察や地域サービス事業の充実など、開かれた施設づくりと地域貢献に取り組んでまいります。また、地元自治会行事への積極的な参加や、地元自治会の災害時における一時避難所としての活用など拠点施設としての役割を果たしてまいります。

- ① 施設の「交流ゾーン」等を活用した地域との交流
- ② 診療所での在宅障がい児者等の診察
- ③ 在宅障がい児者向け地域サービス事業の充実
- ④ 地元自治会行事（定期清掃・防災訓練等）への積極的な参加
- ⑤ 地元自治会の災害時における一時避難所としての活用
- ⑥ さがみはらSDGsパートナーとしてSDGsを推進

#### **(9) リスクマネジメントの充実・強化（再掲・重プロ1-8）**

リスクマネジメントの強化を図りながら、研修や外部コンサルを活用し、事故不祥事の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。万一事故不祥事が生じた場合には、初動対応、事故不祥事の根本原因追究と再発防止対策の実行、未然防止対策など、組織として迅速に対応するための体制を整備してまいります。また、令和3年度から取り組みを始めた「組織活性化のための5S活動」を継続することで、組織に所属する職員の意識を変え、行動変容を促し、組織の持つ使命や目的、目標を達成するための風通しのよい組織風土の醸成を目指してまいります。

- ① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見
- ② 組織活性化のための5S活動の実践
- ③ 風通しの良い組織風土作りの醸成

#### **(10) 防災・防犯対策、感染症対策の強化**

防災対策については、津久井やまゆり園のある千木良地区は山間部に位置し、様々な風水害、土砂災害が想定されるため、災害は起きるという前提のもと、被害をいかに軽減させるかを目的として、危機感を共有して園全体で防災・減災対策に取り組んでまいります。防犯対策については、津久井やまゆり園事件を教訓とし、同様の事件を二度と起こしては

ならないという共通認識のもと、利用者の安全確保に向けた防犯に係る取組みを進めてまいります。また、地域と一体となった開かれた施設づくりという基本的方向性に基づき、地域との連携について配慮しながら、不審者等の侵入を想定した防犯訓練や津久井警察署との合同訓練を定期的実施してまいります。感染症対策については、特に新型コロナウイルス感染症に対応したBCP（事業継続計画）の作成と感染防止対策に取り組んでまいります。

- ① 風水害、土砂災害を想定したBCP（事業継続計画）の見直し
- ② 防災資機材の充実
- ③ 事件を教訓とした利用者の安全確保に向けた防犯訓練の実施
- ④ 地元自治会、津久井警察署との連携強化
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に対応したBCP（事業継続計画）の作成
- ⑥ 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

## 【芹が谷やまゆり園】

### （１）指定管理施設の円滑な運営と地域生活を支える拠点

県に提出する指定管理者の事業計画書に基づいた取組みの具現化を進め、令和5年度からの次期指定管理者として更なる園の円滑な運営を図ります。全職員が個々の利用者の生活に目を向けて、エビデンスに基づく支援を推進し、支援方法を常に見直し、検証する姿勢を持ち続けます。

入所定員（60名）及び短期入所定員（6名）を有効に活かして、県立障害者支援施設に求められている役割を果たすため、人材育成、風通しの良い職場づくり、環境の整備など土台を固めていきます。

また、地域の拠点施設として、地域で生活する障がい者を支えるセーフティネットとしての役割を担うため、緊急時の短期入所での受入れやコロナ禍で一時的に在宅生活が困難となった方の受入れを積極的に行ってまいります。

- ① 県へ提出した指定管理者の事業計画書を具現化するための準備と実践
- ② 地域移行を目的とした新規入所者、短期入所者への支援
- ③ 日中を外部事業所を利用される方の枠の通所利用での活用
- ④ 風通しの良い職場作り、利用者個々の支援状況、方法を園全体で共有する機会づくり
- ⑤ 確保した人材とともに、当事者目線の支援を一体感をもって取組
- ⑥ 地域生活を支えるための短期入所の積極的な受入れ
- ⑦ ひまわり会（家族会）・後援会との更なる連携強化

### （２）当事者目線による意思決定支援の推進（再掲・重プロ2-16）

利用者一人ひとりの夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して、利用者自らの意思が反映された生活の実現に向けた取組をするとともに、施設内だけでなく多職種・関係者の連携によるケアマネジメントの手法により、一人ひとりの意思の実現に向けた支援を継続して行きます。また、バックキャストの視点を持って、支援に取り組む姿勢を全体で共有してまいります。

- ① エビデンスに基づいた個別支援計画の作成と支援の実践
- ② 他事業所をご利用されている当事者との交流
- ③ 利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実現支援

- ④利用者自治会「ハンバーガーのつどい」の活動に対する支援の強化
- ⑤利用者が園の運営に参画する機会を持ち、職員の人権養護意識の向上を図る
- ⑥計画相談支援事業所設置に向けた検討

### **(3) 地域生活移行の推進・充実（再掲・重プロ2-17）**

地域生活移行は、一施設だけではなし得ません。グループホーム移行だけに捉われず、利用者一人ひとりが、地域と交流し、関係作りができるような個別支援に取り組むと同時に、横浜地域での他法人との連携を推進していきます。地域移行に向けた見学や体験の受け入れについて協力依頼をしていきます。地域生活移行に向けた支援を具体性と実効性を持って積極的に作っていきます。

- ①地元ケアプラザ、社会福祉協議会、自立支援協議会等へ積極的参加
- ②グループホームや通所事業所等の見学や体験の推進
- ③地元自治会活動や社会活動への積極的な参加
- ④利用者一人ひとりと地域の方々や、施設外の方々との関係作りを推進

### **(4) 権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止（再掲・2-18）**

芹が谷やまゆり園利用者支援評価委員会（構成員は第三者委員、オンブズパーソン、コンサルテーション等）を設置し、外部の方の視点を日々の支援に反映させてまいります。虐待防止委員会、行動制限判定会議を適切に実施、虐待の防止、早期発見、適切な初動対応を推進してまいります。施錠をしない、身体拘束に頼らない支援を実践し、好事例を積み上げ発信していきます。

- ①芹が谷やまゆり園利用者支援評価委員会（仮称）の設置
- ②施錠をしない、身体拘束によらない支援の取り組み
- ③虐待の早期発見と防止
- ④第三者委員、オンブズパーソン、コンサルテーションの更なる活用
- ⑤第三者評価の受審（令和6年度）

### **(5) 開かれた施設づくりと地域貢献、福祉教育への貢献**

自治会行事等に積極的に利用者とともに参画するとともに、多目的ホールを積極活用し、地域住民の皆様に足を運んでいただくよう努めます。近隣の小中学生との交流、福祉体験を継続するよう努めます。応急手当普及員の講習を受けた職員による応急手当講習会を開催していく他、SDGsに係る取組計画を作成し、推進していきます。

- ① 施設の「交流ゾーン」等を活用した地域との交流
- ② 在宅障がい児者向け地域サービス事業の充実
- ③ 地元自治会行事（定期清掃・防災訓練等）への積極的な参加
- ④ 地元自治会の災害時における一時避難所としての活用
- ⑤ 診療所での在宅障がい児者等の診療
- ⑥ SDGsへの積極的な取組み

### **(6) ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発**

神奈川県が実施する啓発事業へ積極的に参画してまいります。また、園内に、ともに生きる社会かながわ憲章、津久井やまゆり園再生基本構想、芹が谷やまゆり園の設立経過を説明できるコーナーを設置し、近隣の小中学生の福祉体験等の際に説明していきます。

- ① 社会福祉協議会、小中学校等との連携、福祉教育への貢献
- ② 福祉従事者、見学者の積極的な受け入れ。

③ ホームページ等を活用した積極的な情報発信

#### **(7) リスクマネジメントの充実・強化（再掲・重プロ1-9）**

早期発見と事後の適切な対応を実施していくため、事故不祥事研修を継続していきます。ヒヤリハット活動から、インシデントは全体で共有し、同類事案・事故防止に徹底して取り組んでいきます。

- ① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見
- ② 第一報後の報告書提出期限の事故の程度に応じて設定すること及びその運用徹底
- ③ 風通しの良い職場作り、利用者個々の支援状況、方法を園全体で共有する機会づくり

#### **(8) 防災・防犯対策の充実・強化**

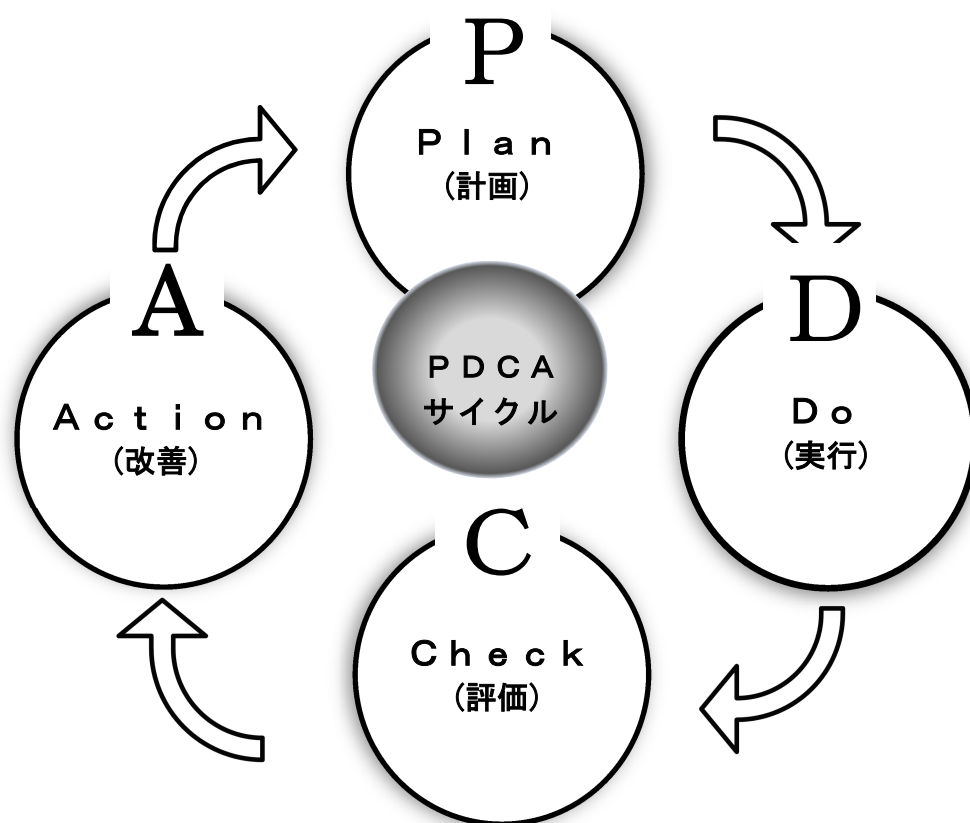
現行のBCPを新施設版に見直すとともに、新型コロナウイルス対応のBCPも作成し、これらに基づく訓練を定期的実施していきます。不審者来訪を想定した訓練を実施するとともに、不審者来訪状況等、日頃から顔の見える関係作りに努め、地元自治会とも情報を共有していきます。

- ① 風水害、土砂災害を想定したBCP（事業継続計画）の見直し
- ② 防災資機材の充実
- ③ 地元自治会、港南警察署との連携強化
- ④ 新型コロナウイルス感染症に対応したBCP（事業継続計画）の作成
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

### Ⅲ 計画の進行管理

法人は、これまでも中長期計画に基づいて各年度の事業計画を策定し、法人運営会議を経て、理事会及び評議員会に計画の実施状況を報告してまいりました。

今後も引き続き、法人の意思決定機関である法人運営会議・理事会での協議、さらには評議員会の審議を踏まえて改善を行うPDCAサイクルにより進行管理を行ってまいります。



- ・ PLAN (計画) : 法人事務局及び各園が中期計画に基づき、年度の事業計画を策定
- ・ DO (実行) : 法人事務局及び各園が事業計画に基づき事業実施
- ・ CHECK (評価) : 総務部長会議・総合支援部長会議等で事業の進捗状況等をチェックした後、法人運営会議に報告。法人運営会議で協議した後、理事会で協議。その後、評議員会で審議。
- ・ ACTION (改善) : 理事会・評議員会等の意見を踏まえて改善

## (参考)

### 1 第五期中期計画の評価

#### (1) 総括

法人三大プロジェクトでは、筆頭の津久井やまゆり園の再生は順調に進捗しているが、秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営では、法人運営に影響を与えかねない多額の歳出超過解消の見込みが立っておらず、また、地域における公益的な取組の推進も予定より遅れているみんなの食堂以外は、厳しい結果となっている。

一方、法人事務局・各園の重点施策についても、A評価とB評価を合わせると71.0%にとどまり、全体として「あまり達成できていない」と評価せざるを得ない。

#### (2) 法人三大プロジェクトの評価

##### (ア) 津久井やまゆり園の再生

神奈川県と法人の連携のもと、津久井やまゆり園再生基本構想に掲げた「利用者の意思決定支援」「利用者が安心して安全に生活できる場の確保」「利用者の地域生活移行」は再生に向けて順調に進捗している。

##### (イ) 秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

秦野精華園は園の経営努力により施設入所支援・生活介護とも60名の定員を充足できたが、希望の丘はだのは依然、欠員を充足できない状況が続いている。加えて、令和元年度決算で約4千万円、令和2年度決算で約1億1千万円の歳出超過となっており、抜本的な経営改善策を検討する必要がある。

##### (ウ) 地域における公益的な取組の推進

###### ・秦野精華園：「みんなの食堂」の開設

予定より遅れているが、来年4月の開設に向けて、地元組織である「みんなの食堂基金ボランティアバンク」「大根地区まちづくり委員会」と連携し、調整を進めている。引き続き、秦野地域における公益的な取組みを推進していく必要がある。

###### ・厚木精華園：成年後見制度推進のための法人後見の実施

厚木市成年後見制度利用促進協議会に参加しているが、新型コロナウイルスの影響もあり、具体的な取組みはあまり進んでいない。法人として各園における成年後見制度の理解促進を図り、地域における権利擁護の取組みを推進するため、抜本的な体制強化が必要と考える。

###### ・愛名やまゆり園：飯山地区における公益的な取組

貸館のニーズが少ないため、食事を提供する団体等に飯山地区日中活動支援センターを貸し出すのは困難と評価する。

#### (3) 重点施策の評価

##### (ア) 法人全体

法人全体の重点施策の評価を見ると、重点施策計93件のうち、「A：事業計画どおり達成できた（100%以上）」が32件で34.4%、「B：概ね達成できた（80%以上100%未満）」が34件で36.6%となっている。両者を合わせると66件で71.0%となり、この評価を評価基準に照らすと、「C：あまり達成できていない（60%以上80%未満）」に該当する。

##### ●第五期中期計画の法人全体の重点施策の評価

所属	区分	A	B	C	D	E	計
法人全体	施策数 (件)	32	34	11	8	8	93
	割合 (%)	34.4	36.6	11.8	8.6	8.6	100.0

※評価基準

評価	達成状況
A：事業計画どおり達成できた	100%以上
B：概ね達成できた	80%以上 100%未満
C：あまり達成できていない	60%以上 80%未満
D：達成できていない（未着手を除く）	60%未満
E：未着手	0%

#### (イ) 所属別評価

A評価とB評価を合わせた割合を見ると、津久井やまゆり園が89.5%と最も高く、次いで厚木精華園が75.0%、法人事務局・統括管理室が69.2%、愛名やまゆり園が65.0%、秦野精華園・希望の丘はだのが56.3%となっている。

津久井やまゆり園が高い理由は、意思決定支援の推進をはじめ、津久井やまゆり園の再生に園として全力で取り組んだ結果であると評価できる。

所属	区分	A + B
法人事務局・ 統括管理室	施策数 (件)	18
	割合 (%)	69.2
秦野精華園・ 希望の丘	施策数 (件)	9
	割合 (%)	56.3
厚木精華園	施策数 (件)	9
	割合 (%)	75.0
愛名やまゆり園	施策数 (件)	13
	割合 (%)	65.0
津久井やまゆり園	施策数 (件)	17
	割合 (%)	89.5
法人全体	施策数 (件)	66
	割合 (%)	71.0

## 秦野精華園



明るく地域生活へステップアップ  
湘南地域の頼れる施設を目指して

平成29年から法人による自主経営が始まり、施設入所支援と生活介護事業のほか、チャレンジセンターでは就労継続支援B型事業を運営しています。令和3年12月より生活介護通所事業を開始予定です。今後も、1人ひとりの自己実現を目指すため、障がい特性等に合せた日中活動と生活支援の充実を図ります。



〒257-0003  
秦野市南矢名3-2-1  
TEL:0463-77-8811  
FAX:0463-77-8815



### 秦野精華園

●施設入所支援 ●生活介護 ●短期入所

#### 秦野精華園 チャレンジセンター

●就労継続支援B型 ●就労定着支援

#### 秦野精華園伊勢原市西部地区生活介護事業所 ひびた

●生活介護

※令和3年12月秦野精華園チャレンジセンター内に移転予定

## 希望の丘はだの



さぁ、大きく羽ばたこう！  
あなたの夢や希望を応援します

令和2年4月にオープンした希望の丘はだのは、就労を希望する方、グループホーム等を利用した地域生活への移行を希望する方を対象に、施設入所・通所の形態で就労への移行や地域生活への移行を生活介護・生活訓練・就労移行支援の3つの昼間サービスによって支援する多機能型支援施設です。



〒257-0003  
秦野市南矢名4-27-20  
TEL:0463-72-8030  
FAX: 0463-72-8034



### 希望の丘はだの

●施設入所支援 ●生活介護 ●生活訓練  
●就労移行支援 ●短期入所

#### 秦野精華園 今泉地区生活ホーム

●共同生活援助

#### 秦野精華園 居宅介護事業所

●居宅介護 ●行動援護  
●重度訪問看護 ●移動支援

#### 秦野精華園秦野市障害者日中サービスセンター ひまわり

●生活介護 ●日中一時支援 ●地域活動支援

#### 秦野精華園 平塚・大根地区生活ホーム

●共同生活援助

#### 秦野精華園指定相談支援事業所 せいか

●特定・一般相談支援

#### 秦野精華園自立生活援助事業所 はばたき

●自立生活援助

## 厚木精華園



いくつになっても  
一人ひとりの豊かな生活を目指して

高齢知的障がい者支援のモデル施設として、開設当初から支援ノウハウ発信の一環として高齢者支援セミナーを開催しています。支援・介護・看護を統合したトータルサポートの展開、知的障がい者の高齢化を見据えた支援のあり方を考えていきます。中でも、高齢者への優しい食事「口どけ食」の提供は大きな特徴の一つです。



〒243-0201  
厚木市上荻野4835-1  
TEL:046-291-0780  
FAX:046-291-0949



### 厚木精華園

(神奈川県指定管理施設)

●施設入所支援 ●生活介護 ●短期入所

#### 厚木精華園 ゆめホーム

●共同生活援助

#### 厚木精華園相談支援事業所 ここから

●特定

#### 厚木身体障害者等生活介護事業所 とまと

●生活介護

## 愛名やまゆり園

重度重複障がいのある方々  
一人ひとりがもっと輝く明日へ



厚木市をはじめとする県央圏域市町村の拠点施設として、重度重複障がいのある方の入所施設での支援や、地域で暮らす障がい児者のより豊かな人生を過ごすための地域生活支援を推進していきます。また、利用者の権利擁護を意識した支援に努め、利用者が過ごしやすい施設を目指していきます。



〒243-0038  
厚木市愛名1000  
TEL:046-247-0621  
FAX: 046-247-0189



愛名やまゆり園  
(神奈川県指定管理施設)

●施設入所支援 ●生活介護 ●短期入所

愛名やまゆり園  
あいなホーム

●共同生活援助

愛名やまゆり園  
相談支援事業所

●特定・一般・障がい児

就労継続支援B型事業所  
しらゆり

●就労継続支援B型

飯山地区日中活動支援センター  
ポラーノの広場

●生活介護 ●放課後等デイサービス

愛川町児童発達支援センター  
ひまわりの家

●児童発達支援 ●保育所等訪問支援

愛川町指定生活介護事業所  
かえでの家

●生活介護 ●日中一時

## 津久井やまゆり園

「ともに生きる社会かながわ憲章」の  
理念を真に実現していきます



「どんなに重い障がいがあっても、本人には必ず意思があり、支援を受ければ、意思決定ができる」という考え方にに基づき、当事者目線による「意思決定支援」に取り組みます。また、地域生活の希望が示された場合は、安心して地域生活を送ることができるよう「地域生活移行」に向けた支援に取り組みます。



〒252-0174  
相模原市緑区千木良476  
TEL:042-684-3511  
FAX:042-684-4680



津久井やまゆり園  
(神奈川県指定管理施設)

●施設入所支援 ●生活介護 ●短期入所

つくいホーム

●共同生活援助

寸沢嵐地区相談支援事業所  
ライフ

●特定

寸沢嵐地区日中活動支援センター  
ファンファン

●生活介護

根小屋地区日中活動支援センター  
そよかぜ

●生活介護

若柳地区放課後等デイサービス事業所  
みらい

●放課後等デイサービス

## 芹が谷やまゆり園

障害のある方が暮らしやすい地域・  
ともに生きる社会づくりを目指して



令和3年8月新しい神奈川県立の障害支援施設として横浜市港南区に開設されました。日々の生活支援を大切に、当事者目線の支援を実現するため、関係の皆様と積極的に連携し、お一人おひとりの望む生活の実現を目指します。



〒233-0006  
横浜市港南区芹が谷2-1-1  
※令和3年12月より下記住所で運営予定。  
横浜市芹が谷2-3-1  
TEL:045-443-6890  
FAX:045-443-6891



芹が谷やまゆり園  
(神奈川県指定管理施設)

●施設入所支援 ●生活介護 ●短期入所



1989  
(平成元)

○ 法人組織を改組

県立秦野精華園の再整備スタート。再整備後の運営は県立民営方式が適切とされ、県および知的障害者施設団体等が協議し、総意の下で従来の法人を改組し、「社会福祉法人かながわ共同会」となる

1990  
(平成2)

秦野精華園 ……受託

1991  
(平成3)

秦野精華園 ……グループホーム第一生活ホーム運営開設

1994  
(平成6)

厚木精華園 ……受託

1997  
(平成9)

厚木精華園 ……グループホームゆめホーム開設

2000  
(平成12)

愛名やまゆり園 ……受託

2003  
(平成15)

愛名やまゆり園 ……通所部を開設  
……グループホーム「COCO」開設



2005  
(平成17)

津久井やまゆり園 ……神奈川県第一号の指定管理者制度による施設として運営開始

2006  
(平成18)

秦野精華園 ……神奈川県指定管理者制度による施設として運営開始

厚木精華園

愛名やまゆり園

2009  
(平成21)

秦野精華園 ……軽食喫茶「ラポールセイカ」開店

津久井やまゆり園 ……グループホーム「ほほえみ」「えがお」開設

2015  
(平成27)

津久井やまゆり園 ……神奈川県指定管理者制度第2期の運営開始

2016  
(平成28)

厚木精華園 ……神奈川県指定管理者制度第2期の運営開始

愛名やまゆり園

津久井やまゆり園 ……津久井やまゆり園事件



2017  
(平成29)

津久井やまゆり園 ……津久井やまゆり園芹が谷園舎へ仮移転する

秦野精華園 ……神奈川県から移譲され、秦野精華園が法人立施設となる

2020  
(令和2)

希望の丘はだの ……開設

2021  
(令和3)

津久井やまゆり園 ……新施設再建

芹が谷やまゆり園 ……開設

厚木精華園、愛名やまゆり園、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園は地方自治法により指定管理者として神奈川県からの指定を受けています。  
【所管】神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課(TEL 045-210-4705)



採用情報ははこちら

かながわ共同会

検索



法人WEBサイトはこちら



社会福祉法人  
かながわ共同会

【法人事務局】

〒257-0003 神奈川県秦野市南矢名3-2-1 (秦野精華園内)

TEL:0463-80-6133 FAX:0463-80-6233 www.kyoudoukai.jp



# 津久井やまゆり園事件 この悲しみを力に、 ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である  
県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。  
このような事件が二度と繰り返されないよう、  
私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、  
ともに生きる社会の実現をめざし、  
ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

翔子  


ともに生きる社会

## かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、  
すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく  
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる  
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、  
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県